



令和6年7月16日

担当課	高齢者・地域福祉課
担当者	奥野・大久保・藪
電話	073 (435) 1063
内線	5260・5061・5258

令和6年度新たに住民税非課税となる世帯・均等割のみ課税となる世帯への 10万円(児童1人につき5万円加算)給付について ～7月19日に確認書の発送を開始します～

令和6年度新たに住民税非課税・均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付します。また、給付の加算として、児童1人につき5万円を支給します。

つきましては、新たに住民税非課税・均等割のみ課税となる世帯の世帯主に対し、確認書を順次発送します。

1 対象世帯 (約6,200世帯)

令和6年6月3日(基準日)時点で和歌山市に住民登録があり下記に該当する世帯

- ① 令和6年度新たに「住民税非課税者」のみで構成される世帯
- ② 令和6年度新たに「住民税均等割のみ課税(定額減税前)者」で構成される世帯
- ③ 令和6年度新たに「住民税均等割のみ課税(定額減税前)者と住民税非課税者」で構成される世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※「令和5年度和歌山市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円)」及び「令和5年度和歌山市物価高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算分)(10万円・児童1人につき5万円)」の支給対象者(未申請・辞退を含む)は、この給付金は受給できません。

2 加算対象 基準日において対象世帯の世帯員である18歳以下の児童

※18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童

3 給付額 1世帯当たり10万円+児童1人当たり5万円

4 確認書 令和6年7月19日(金)順次送付

5 申請期限 令和6年10月31日(木)

6 申請方法等

(1) 提出先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局
(所在地:和歌山市六番丁19(株)フジ田産業六番丁ビル)

(2) 提出方法 届いた確認書に**必要事項を記入**の上、郵送又は持参

※対象になると考えられるが、書類が届いていない方は、事務局へお問い合わせください。

7 注意事項 給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

8 問い合わせ先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局
「専用コールセンター0120-969-861(平日9:00~17:00)」

※定額減税しきれないと見込まれる方への給付(調整給付)は、8月上旬の発送を予定しています。